

平成 20 年 6 月 18 日

株主各位

三菱 UFJ ニコス株式会社

株式交換に関する Q&A (訂正版)

Q 1. 株式交換によりどのようなことが起こるのですか？

A 1. 株式交換とは、完全親会社となる会社（今回の場合、三菱UFJフィナンシャル・グループ）が、完全子会社となる会社（今回の場合、当社）の発行済株式を全部取得する対価として、完全子会社の株主に完全親会社の株式の交付を行うことです。  
今回の株式交換においては株式交換比率を 1 : 0.37 としており、当社株式 1 株について三菱UFJフィナンシャル・グループ株式が 0.37 株割り当てられることとなります。

Q 2. 株式交換にかかわる主なスケジュールを教えてください

A 2. 株式交換の主なスケジュールは、次の通りです。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ○ 株式交換契約締結・株式交換比率の発表  | 平成 20 年 5 月 28 日     |
| ○ 株式交換契約書に係る承認株主総会    | 平成 20 年 6 月 27 日（予定） |
| ○ 当社株式の取引所市場における売買最終日 | 平成 20 年 7 月 25 日（予定） |
| ○ 当社株式の上場廃止日          | 平成 20 年 7 月 28 日（予定） |
| ○ 株式交換の予定日（効力発生日）     | 平成 20 年 8 月 1 日（予定）  |
| ○ 株券交付日               | 平成 20 年 9 月中旬（予定）    |

なお、株券提出のお手続きが必要となる株主様には、「株券提出等のご案内」を 6 月末日頃に発送いたしますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

Q 3. 株式交換で割り当てられる三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の株数を計算してみると、1 単位（100 株）に満たない端数が発生しますが、その分はどうなるのですか？

A 3. 株式交換後における三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の割当総数は、当社株式の持株数に交換比率 0.37 を掛け合わせて計算できますが、1 単位（100 株）に満たない株式（1 株～99 株）につきましては単元未満株式として株主名簿に登録され、1 株に満たない端数分につきましては、法定の手続き（市場での売却など）により一括処分し、これにより得られた代金を、持株数に応じて端数処分代金としてお支払いいたします。

(例) 三菱UFJ ニコス株式 1,650 株所有

→株式交換後の三菱UFJフィナンシャル・グループ株式数は  
 $1,650 \text{ 株} \times \text{交換比率}[0.37] = 610.5 \text{ 株}$

600 株 → 100 株単位で市場売買が可能となります

10 株 → 単元未満株となります

0.5 株 → 端数処分代金が支払われます

(注 1) 平成 18 年 5 月 1 日の会社法施行により、従来の端株制度が廃止されたため、1 株に満たない新たな端株の存在は認められなくなりました。

Q 4. 単元未満株式が生じないように三菱UFJフィナンシャル・グループ株式 100 株の整数倍ちょうどと交換されるように、三菱UFJニコス株式を買い増しすることは可能でしょうか？

A 4. 株式交換前に当社単元未満株式を買い増すことはできません。ご了承ねがいます。なお、株式交換後におきましては、株式交換比率換算後の MUFG 株式の単元未満株式は、10 月 1 日（水）より単元未満株式の買い増し請求が可能です。

※ 5 月 28 日に掲載いたしました QA におきまして、下線部分（MUFG 株式の単元未満株式の買い増し請求可能開始日）の記載が誤っておりました。正しくは、上記記載の通り、10 月 1 日（水）より買い増し請求が可能となりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

Q 5. 証券保管振替機構に株券を預託している場合でも、何らかの手続きが必要ですか？

A 5. 特段の手続きは不要です。株式交換の日をもって自動的に三菱UFJフィナンシャル・グループ株式が割り当てられ、または、端数処理代金の支払いがなされます。

Q 6. 株式交換により取得した三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の取引はいつから可能ですか？

A 6. 株券を証券保管振替機構に預託されている場合とされていない場合により取扱いが異なります。

① 株券を預託されている場合

平成 20 年 8 月 1 日（金）から売却することができます。ただし複数の証券会社を通じて証券保管振替機構に預託されている場合は株数によって取扱いが異なりますので、お取引の証券会社へお尋ねください。

② 株券を預託されていない場合

平成 20 年 8 月 1 日（金）までに株券を当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行へ提出されますと、平成 20 年 9 月 19 日頃に三菱UFJフィナンシャル・グループの株券が発行されますので、その後売却することができます。

株券提出を行わなくとも、三菱UFJフィナンシャル・グループの株主名簿には登録されますが、当社株券を提出いただかない限り、新株券の交付が受けられません。つきましては、証券保管振替制度をご利用されていない株主様は 6 月末日頃に発送いたします「株券提出のご案内」のとおり、株券提出等の手続きをお願いいたします。

なお、A 2 に記載の通り、1 単元（100 株）に満たない株式（1 株～99 株）につきましては単元未満株として株主名簿に登録され、1 株に満たない端数につきましては、法定の手続きにより一括処分し、相当する金額を端数処分代金としてお支払いいたします。

Q 7. 三菱UFJニコス株式を複数の方法で保有しています。株式交換に際しては、それらは合算されるのでしょうか？

A 7. 原則として次の通り整理されますが、詳細はお取引先の証券会社へお尋ねください。なお、同一株主であっても、異なるお名前・ご住所で株主名簿上に複数の名義で登録されているものなどの場合は合算されませんので、お名前・ご住所等の統一をご希望の方は変更手続きが必要になります。(変更手続きは、平成20年7月上旬までにお取引の証券会社にてお願いします。)

	当社株式の保有の方法	合算の可否等
①	複数の証券会社を通じて証券保管振替機構へ預託し保有しています	合算された上、交換されます。株券提出の手続きも不要です。
②	証券保管振替機構へ預託している分と株券を手許で持っている分があります。	株券の提出手続を期日までにさせていただくか、株券を平成20年7月上旬頃までに証券保管振替機構へ預託すると、合算されたうえ、交換されます。
③	単元未満株(1,000株未満)を登録株(注1)として持っています。	次の分と合算された上、交換されます。 ・証券保管振替機構へ預託し保有している分 ・株券保有分(ただし、期日までに株券の提出が必要です。)
④	証券会社の“株式ミニ投資”で単元未満の株式を保有しています。	他の保有分とは合算されません。(注2)
⑤	証券会社の“株式累積投資”で単元未満の株式を保有しています。	他の保有分とは合算されません。なお、買付け対象銘柄が当社株式から三菱UFJフィナンシャル・グループ株式に変わり、引続き、累積投資は継続されます。(注2)

(注1) 登録株とは、証券保管振替機構に預託していない1,000株未満の当社株式で、株主名簿上で管理されている保有分です。

(注2) 証券会社によって取扱いが異なることもありますので、当該商品の取扱い証券会社にてご確認ください。

Q 8. 三菱UFJニコスが合併する前の前身の会社の旧株券を持っていますが、株式交換の対象となりますか？

A 8. 対象となります。三菱UFJ信託銀行より6月末日頃発送いたします「株券提出のご案内」のとおり、株券提出等の手続きをお願いいたします。

Q 9. 株式の交換に応じないで、引続き、三菱UFJニコスの株主として株券を保有したいのですが、可能でしょうか。

A 9. 効力発生日以降は、当社の株主として株式を保有することはできません。

株式交換の議案につき株主総会でご承認をいただきますと、株式交換の効力発生日（平成 20 年 8 月 1 日（予定））をもって、A 1 に記載の通り、当社株式はすべて三菱UFJ フィナンシャル・グループが取得することになります。なお、お手持ちの当社株券は、株式交換の効力発生日（平成 20 年 8 月 1 日（予定））をもって無効になります。従いまして、株式交換の効力発生日以降は当社の株主であり続けることは残念ながらできません。

株券提出を行わなくとも、三菱UFJ フィナンシャル・グループの株主名簿には登録されますが、当社株券を提出いただかない限り、新株券の交付が受けられません。つきましては、証券保管振替制度をご利用されていない株主様は 6 月末日頃発送いたします「株券提出のご案内」のとおり、株券提出等の手続きをお願いいたします。

Q10. 「独立評価委員会」とはどのようなものか？

A10. 当社の少数株主の皆様の利益保護の観点から、株式交換の条件及び手続きの公正さを担保するために、社外取締役 1 名及び外部専門家 2 名の計 3 名からなる独立評価委員会を設置し、当社取締役会から①本株式交換により当社の企業価値が向上するか（本株式交換の是非・合理性）、②対価（株式交換比率等）公正性が担保されているか、③公正な手続を通じて株主の利益に配慮されているか、について諮問いたしました。

独立評価委員会は計 10 回開催され、上記諮問事項について慎重に審議を行った結果、①本株式交換が当社の企業価値の向上に資すると判断することは合理的であり、②株式交換比率は、公正性が担保されていると判断することは合理的であり、③本株式交換が公正な手続を通じて株主の利益に配慮されていると判断することは合理的である旨の答申書を当社取締役会に提出しております。

詳細につきましては、平成 20 年 5 月 28 日付の当社プレスリリースの「2.株式交換の要旨・（4）利益相反を回避するための措置」をご参照下さい。